

政令第三百三十一号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百一十一号）第二条第一項、第三条第一項、第五条第一項、第六条第一項、第四十条第一項及び第二項並びに第四十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

四 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「日英協定」という。）

第二条第四号中「以下この条」を「次号」に改め、同条第六号中「次条」を「次条第六号」に改め、同条第七号中「次条」を「次条第七号」に改め、同条に次の三号を加える。

九 日英協定の相互承認に関する議定書の通信端末機器及び無線機器に関する分野別附属書（次号及び次条において「日英協定通信端末機器等附属書」という。）第B部第二節の表の上欄第一号に掲げる関係

法令等 同部第一節の表の上欄第一号に掲げる関係法令等に定める通信端末機器及び無線機器

十 日英協定通信端末機器等附属書第B部第二節の表の上欄第二号に掲げる関係法令等 同部第一節の表の上欄第二号に掲げる関係法令等に定める純粹有線通信端末機器

十一 日英協定の相互承認に関する議定書の電気製品に関する分野別附属書（次条第十一号において「日英協定電気製品附属書」という。）第B部第二節の表の上欄に掲げる関係法令等 同部第一節の表の上欄に掲げる関係法令等に定める電気製品

第三条に次の三号を加える。

九 前条第九号に係る国外適合性評価事業 日英協定通信端末機器等附属書第B部第四節の表の上欄第一号に掲げる指定基準

十 前条第十号に係る国外適合性評価事業 日英協定通信端末機器等附属書第B部第四節の表の上欄第二号に掲げる指定基準

十一 前条第十一号に係る国外適合性評価事業 日英協定電気製品附属書第B部第四節の表の上欄に掲げる指定基準

第四条第一号中「まで」の下に「及び第九号から第十一号まで」を加える。

第十条第一号中「中欄」を「下欄」に改め、「（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める額）」を削り、同条第二号中「以下」を「次条において」に改め、同号イ中「五万六千六百円（電子申請による場合にあつては、五万二千二百円）」を「五万四千七百円」に改め、同号ロ中「三万六千九百円（電子申請による場合にあつては、三万六千五百円）」を「三万九千百円」に改め、同号ハ中「五万六千六百円（電子申請による場合にあつては、五万二千二百円）」を「五万四千七百円」に改める。

第十三条第一号中「及び第八号」を「、第八号及び第九号」に改め、同条第二号中「及び第三号」を「、第三号及び第十号」に改め、同条第三号中「及び第七号」を「、第七号及び第十一号」に改める。

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

別表第一（第十条関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
一 法第三条第一項の認定を受けようとする者	申請一件につき
イ 第二条第一号に係る国外適合性評価事業（以下「第一号事業」という。）に係る認定	百七十五万二千四百円
ロ 第二条第二号に係る国外適合性評価事業（以下「第二号事業」という。）に係る認定	百二万八千七百円
ハ 第二条第三号に係る国外適合性評価事業（以下「第三号事業」という。）に係る認定	四十七万六千六百円
ニ 第二条第四号に係る国外適合性評価事業（以下「第四号事業」という。）に係る認定	百二万八千七百円
ホ 第二条第五号に係る国外適合性評価事業（以下「第五号事業」という。）に係る認定	四十七万六千六百円

<p>へ 第二条第六号に係る国外適合性評価事業（以下「第六号事業」という。）に係る認定</p> <p>ト 第二条第七号に係る国外適合性評価事業（以下「第七号事業」という。）に係る認定</p> <p>チ 第二条第八号に係る国外適合性評価事業（以下「第八号事業」という。）に係る認定</p> <p>リ 第二条第九号に係る国外適合性評価事業（以下「第九号事業」という。）に係る認定</p> <p>又 第二条第十号に係る国外適合性評価事業（以下「第十号事業」という。）に係る認定</p> <p>ル 第二条第十一号に係る国外適合性評価事業（以下「第十一号事業」という。）に係る認定</p>	<p>百二十八万五千百円</p> <p>百二万八千七百円</p> <p>三百三十三万六千四百円</p> <p>百七十五万二千四百円</p> <p>四十七万六千六百円</p> <p>四十七万六千六百円</p>
<p>二 法第六条第一項の認定の更新を受けようとする者</p>	<p>申請一件につき</p>

<p>イ 第一号事業に係る認定の更新</p> <p>ロ 第二号事業に係る認定の更新</p> <p>ハ 第三号事業に係る認定の更新</p> <p>ニ 第四号事業に係る認定の更新</p> <p>ホ 第五号事業に係る認定の更新</p> <p>ヘ 第六号事業に係る認定の更新</p> <p>ト 第七号事業に係る認定の更新</p> <p>チ 第八号事業に係る認定の更新</p> <p>リ 第九号事業に係る認定の更新</p> <p>又 第十号事業に係る認定の更新</p> <p>ル 第十一号事業に係る認定の更新</p>	<p>百七十三万六千八百円</p> <p>百一万三千元</p> <p>四十六万千円</p> <p>百一万三千元</p> <p>四十六万千円</p> <p>百二十六万九千五百円</p> <p>百一万三千元</p> <p>三百三十二万八百円</p> <p>百七十三万六千八百円</p> <p>四十六万千円</p> <p>四十六万千円</p>
<p>三 法第七条第一項の変更の認定を受けようとする者</p> <p>イ 第一号事業に係る変更の認定</p>	<p>申請一件につき</p> <p>七十二万九千円</p>

ロ	第二号事業に係る変更の認定	四十四万八千六百円
ハ	第三号事業に係る変更の認定	二十四万四千五百円
ニ	第四号事業に係る変更の認定	四十四万八千六百円
ホ	第五号事業に係る変更の認定	二十四万四千五百円
ヘ	第六号事業に係る変更の認定	五十三万六千五百円
ト	第七号事業に係る変更の認定	四十四万八千六百円
チ	第八号事業に係る変更の認定	百三十一万五百円
リ	第九号事業に係る変更の認定	七十二万九千円
ヌ	第十号事業に係る変更の認定	二十四万四千五百円
ル	第十一号事業に係る変更の認定	二十四万四千五百円

別表第一の備考十二中「十四万八千八百円」を「十二万九千四百円」に改め、同表の備考十二を同表の備考十六とし、同表の備考十一中「十まで」を「十四まで」に、「十四万八千八百円」を「十二万九千四百円」に改め、同表の備考十一ただし書中「四十七万四千九百円」を「四十六万七千八百円」に、「二十四万

四千六百元」を「二十万七千七百円を減じた額とし、第十一号事業に係る認定を受けている者が第十号事業に係る認定等を受けようとする場合又は第十号事業に係る認定を受けている者が第十一号事業に係る認定等を受けようとする場合における当該認定等についての手数料の額は、それぞれ一の項又若しくは二の項又又は一の項若しくは二の項に定める額から二十万七千七百円」に改め、同表の備考十一を同表の備考十五とし、同表の備考十中「又は第七号事業」を「第七号事業又は第十一号事業」に、「若しくはト」を「ト若しくはル」に、「十四万八千八百円」を「十五万三千二百円」に改め、同表の備考十を同表の備考十四とし、同表の備考九中「又は第八号事業」を「第八号事業又は第九号事業」に、「若しくはチ」を「チ若しくはリ」に、「十四万八千八百円」を「十五万三千二百円」に改め、同表の備考九を同表の備考十三とし、同表の備考八中「十四万八千八百円」を「十五万三千二百円」に、「二十四万四千六百元」を「二十四万九千四百円」に改め、同表の備考八を同表の備考十一とし、その次に次のように加える。

十二 第十号事業に係る認定等を受けようとする者が同時に他の国外適合性評価事業（第二号事業及び第三号事業を除く。）に係る認定等を受けようとする場合における当該第十号事業に係る認定等についての手数料の額は、一の項又又は二の項又に定める額から十五万三千二百円（第十号事業に係る認

定等と同時に第十一号事業に係る認定等を受けようとする場合にあつては、二十四万九千四百円)を減じた額とする。

別表第一の備考七中「十四万八千八百円」を「十五万三千二百円」に、「四十七万四千九百円」を「四十九万七千七百円」に改め、同表の備考七を同表の備考十とし、同表の備考六の次に次のように加える。

七 第九号事業に係る法第三条第一項の認定を受けようとする場合であつて、同条第二項の規定によりその業務の範囲を主務省令で定める範囲に限定して認定を受けようとするときは、一の項りに定める額にかかわらず、当該額を超えない範囲内で実費を勘案して主務省令で定める額とする。

八 第九号事業に係る法第六条第一項の認定の更新を受けようとする場合であつて、法第三条第二項の規定によりその業務の範囲を主務省令で定める範囲に限定して同条第一項の認定を受けた者がその更新を受けようとするときは、二の項りに定める額にかかわらず、当該額を超えない範囲内で実費を勘案して主務省令で定める額とする。

九 第九号事業に係る法第七条第一項の変更の認定を受けようとする場合であつて、法第三条第二項の規定によりその業務の範囲を主務省令で定める範囲に限定して同条第一項の認定を受けた者が変更の

認定を受けようとするときは、三の項りに定める額にかかわらず、当該額を超えない範囲内で実費を勘案して主務省令で定める額とする。

別表第二の一の項イ中「九十四万六千五百円」を「八十七万七千九百円」に改め、同項ロ中「四十一万七千円」を「三十九万四千八百円」に改め、同項ハ中「九十四万六千五百円」を「八十七万七千九百円」に改め、同項に次のように加える。

ニ 第十一号事業に係る認定又はその更新

三十九万四千八百円

別表第二の二の項イ中「三十八万二千七百円」を「三十六万二千四百円」に改め、同項ロ中「十九万四千円」を「十八万四千五百円」に改め、同項ハ中「三十八万二千七百円」を「三十六万二千四百円」に改め、同項に次のように加える。

ニ 第十一号事業に係る変更の認定

十八万四千五百円

別表第二の備考一中「ハまで」を「ニまで」に、「十五万八千八百円」を「十四万四千三百円」に改め、同表の備考二中「十まで」を「十四まで」に、「ハまで」を「ニまで」に、「十五万八千八百円」を「十一万九千四百円」に改め、同表の備考三中「一の項」を「一の項イからニまで」に、「十五万八千八百円」を「十一

万九千四百円」に改める。

附 則

この政令は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の相互承認に関する議定書が適用される日から施行する。

理由

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の適
確な実施を確保するため、同協定に係る国外適合性評価事業の区分、当該国外適合性評価事業に係る認定の
有効期間、当該認定の申請に係る手数料の額等を定める必要があるからである。